⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 24 December 2014 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 24 December 2014 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 24 December 2014)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsuka-machi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに午後４時までとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から平成26年12月24日午後４時まで

②　申請書等の提出期限　平成26年11月19日午後４時まで

③　入札の締切　平成26年12月24日午後４時まで

④　開札日時　平成27年１月７日午前10時30分

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、平成26年12月10日まで）

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年 11 月４日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　三浦　真紀

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成26―29年度高松サンポート合同（南館）電気設備工事

⑶　工事場所　香川県高松市サンポート３―33

⑷　工事内容　本工事は、次に掲げる電気設備工事を施工する。

建物用途：庁舎（増築）

建物構造：鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造）地上11階建、塔屋１階、地下１階

建物規模：延べ床面積　22,321㎡

工事内容：南館（増築）

電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、駐車場管制設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、中央監視制御設備　新設一式

北館（既存）

電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、駐車場管制設備　改設一式

屋外

構内配電線路、構内通信線路　新設一式

⑸　工期　平成29年７月31日まで

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑺　本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

２　競争参加資格

次の⑴から⒀までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⒀までに掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年11月４日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「平成26―29年度高松サンポート合同（南館）電気設備工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち、「電気設備工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　四国地方整備局における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及び代表者以外の構成員は、四国地方整備局における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事１を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事１の施工実績を有し、他の構成員は、平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事２の施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事１の施工実績を有し、他の構成員は、平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事２の施工実績を有すること。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

同種工事１とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のア）からエ）の要件を満たす新設の電気設備工事とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

ア）建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。

なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

イ）建物階数　地上11階建以上。

ウ）建物規模　延べ床面積20,000㎡以上。

ただし、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には、建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む。）が、20,000㎡以上のものについては、同等の実績として認めることとする（「これに付随する部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

エ）工事種目　電灯設備。

同種工事２とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のオ）からク）の要件を満たす新設の電気設備工事とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

オ）建物用途　同種工事１に同じ。